

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、ムサシグループが企業活動を展開するにあたって、「創業の精神」「社是」「行動指針」によって構成される「ムサシフィロソフィー」を基軸に、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題と位置づけております。

当社は、平成27年6月23日より監査等委員会設置会社に移行し、取締役の職務執行に対する監査・監督機能の強化と内部統制の実効性の向上を図っております。また、監査等委員である取締役を含む社外取締役が取締役会における意思決定に参画することで経営の透明性・健全性を高めております。引き続き、国内外のステークホルダーの期待に応えるために、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

<原則1-4> いわゆる政策保有株式

当社は、政策保有株式に関する方針を下記のとおり定めます。

- ・中長期的な視点で当社グループの企業価値向上につながるかどうかを、事業運営・事業戦略・事業上の関係等から総合的に勘案し株式保有の必要性を判断する。
- ・主要な政策保有株式について、取締役会では中長期的な経済的合理性を検証するとともに、売却も含め適宜見直しを行う。
- ・政策保有株式の議決権行使については、当該企業および当社グループの企業価値向上につながるかを考慮して議決権を行使する。

<原則1-7> 関連当事者間の取引

当社は、会社および株主共同の利益を害する可能性のある関連当事者間の取引を防止するため、下記の通り手続きを定めております。

- ・当社と、当社取締役が実質的に支配する法人との競業取引および利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとする。
- ・取締役およびその近親者との取引については、取引の有無に関する調査の確認書を作成し、重要な事実がある場合、取締役会に報告する。
- ・関連当事者間の取引について、会社法および金融商品取引法その他の適用ある法令ならびに証券取引所が定める規則に従って開示する。

<原則3-1> 情報開示の充実

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念: 当社ホームページにおいて、ムサシフィロソフィーを掲載しております。

経営戦略: 2013年に「2014-16年度 第12次中期方針」を定め、発信しております。

経営計画: 各事業年度の業績見通しを決算短信にて公表しております。

(2) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

ムサシコーポレートガバナンス基本方針を定め、当社ホームページに掲載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社取締役会は、ムサシコーポレートガバナンス基本方針に定めております「取締役および執行役員の報酬決定方針」に則り、取締役および執行役員の報酬を決定しております。なお、報酬の決定に対する透明性と客観性を高めるため、報酬の決定に際しては、独立社外取締役を中心とする3名で構成する報酬委員会での審議を経た後に、取締役会にて決議しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社取締役会は、ムサシコーポレートガバナンス基本方針に定めております「取締役および執行役員の選任方針」に則り、取締役の候補者、および執行役員を決定しております。なお、取締役の候補者の指名および執行役員の選任に対する透明性と客観性を高めるため、指名・選任に際しては、独立社外取締役を中心とする3名で構成する指名委員会での審議を経た後に、取締役会にて決議しております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役については、各候補者の経歴を株主総会招集ご通知に記載しております。また、社外取締役については個々の選任理由を株主総会招集ご通知に記載しております。

<補充原則4-1-1> 取締役会の役割・責務(1)

当社は、取締役会の決議により重要な業務執行の執行権限を取締役に大幅に権限移譲し、取締役会は基本方針・中期経営計画の策定および取締役の職務執行に対する監督に専念することで、取締役会の監督機能を強化するとともに、迅速な意思決定・業務執行による経営判断の機動性を向上させております。なお、取締役会の決議により取締役に委任された事項のうち、特に重要な業務執行の決定については、経営会議で審議・決定しております。また、取締役会および経営会議の意思決定に基づく業務執行を担うため執行役員体制を設け、執行役員に業務執行を委ねております。

<原則4-8> 独立社外取締役の有効な活用

当社は、取締役総数11名に対し、監査等委員である取締役を含む独立社外取締役を4名選任し、その割合は3分の1以上を占めております。当社が求める分野で高い専門性と豊富な経験を有し、報酬委員および指名委員等を担っていただいており、独立した立場から経営を監督いただくことで当社の経営の透明性と健全性を高めていくために適切な人数だと考えております。

＜原則4－9＞ 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、社外取締役を選任するための独立性基準をムサシコーポレートガバナンス基本方針に定め、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる方を独立社外取締役の候補者として指名するよう努めております。

＜補充原則4－11－1＞ 取締役会の全体の多様性及び規模に関する考え方

当社取締役会は性別、国籍、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、取締役会の意思決定および監督機能を効果的に発揮できる適切な員数を維持する方針です。また、複数の社外取締役を選任し、取締役会において独立かつ客観的な立場から意見を述べることで、経営の監督体制を確保いたします。

＜補充原則4－11－2＞ 社外取締役の兼任

当社は、社外取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合は、当社の職務に必要な時間を確保できる範囲とし、その兼任状況を株主総会招集通知およびコーポレートガバナンス報告書に記載いたします。

＜補充原則4－11－3＞ 取締役会の実効性評価

当社取締役会は、毎年、各取締役が自己評価を行い、その評価を参考にしつつ取締役会全体の実効性についての分析評価を行い、その結果を共有しております。今年度においては、匿名性が確保された環境下で各取締役がアンケートに回答し、アンケートの集計と分析を第三社機関が実施するという方法により、客観性の確保に努めた上で実施しております。

取締役会の構成、取締役会中の運営、取締役会と業務執行側との間における業務執行権限の配分などは効果的に整備・実施されていることが確認されました。また、取締役会の実効性をさらに向上させるために、取締役会で議論すべき議題の再検討や、社外取締役への議案に関する情報提供の充実などに取り組むとともに、社外取締役を含む役員に対する研修の提供に努めていくことにいたしました。

＜補充原則4－14－2＞ 取締役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役がその役割・責務を適切に果たすために必要な、事業活動に関する情報、知識を提供いたします。取締役には、経営や組織運営等に関する情報を提供し、当社グループの経営課題、関連する法令やコーポレートガバナンスに関する研修を継続的に実施いたします。

＜原則5－1＞ 株主との建設的な対話に関する方針

当社は株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関する方針をムサシコーポレートガバナンス基本方針に定め、株主との建設的な対話を通じ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
本田技研工業株式会社	8,182,000	26.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,872,900	6.00
ビーエヌピー パリバ セック サービス ルクセンブルク ジャスデック アバディーン グローバル クライアント アセッツ	1,293,900	4.14
ジェービー モルガン チェース バンク 385632	1,125,900	3.60
ノーザントラスト カンパニー (エイブイエフシー) モンドリアン インターナショナル スモール キャップ エクイティ ファンド	999,600	3.20
株式会社大塚ホールディングス	801,744	2.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	764,500	2.45
大塚 浩史	701,550	2.24
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	605,000	1.93
ジェービー モルガン チェース バンク 385166	595,400	1.90

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社およびその共同保有者から、平成28年5月20日付にて平成28年5月13日現在の大量保有報告書の変更報告書の写しが提出されておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月

業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
神野 吾郎	他の会社の出身者								○			
藤井 威	他の会社の出身者											○
富松 圭介	他の会社の出身者								○			
山神 麻子	弁護士								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神野 吾郎		○	当社は、神野氏が代表取締役社長である中部瓦斯株式会社およびガステックサービス株式会社との間に燃料等の購買取引がありますが、その年間取引金額が当社および各社の売上高に占める割合はいずれも1%未満であります。	企業経営における経営者としての幅広い経験と高い見識により、会社の業務執行が経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているかを独立した立場から当社の経営を監督していただけるものと期待し、選任しております。当社は、同氏が代表取締役社長であります中部瓦斯株式会社およびガステックサービス株式会社と左記のとおり取引しておりますが、その規模・性質等に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれや一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し独立役員に指定しております。

藤井 威	○	○	——	政府機関等や企業における社外取締役としての豊富な経験と長年培われた高い見識により、会社の業務執行が経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているかを独立した立場から監査・監督していただけるものと期待し、選任しております。同氏は、平成22年までの6年間、当社の取引金融機関の顧問でありましたが、当社は複数の金融機関と取引し、当該金融機関に対する借入依存度は突出しておらず、当該金融機関は当社の意思決定に際し著しいコントロールを及ぼしうるものではなく、実質上一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し独立役員に指定しております。
富松 圭介	○	○	当社は、富松氏が取締役である株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの完全子会社である株式会社アイ・アールジャパンに株主名簿管理人業務等を委託しておりますが、当該業務にかかる年間取引金額が当社および同社の売上高に占める割合はいずれも1%未満であります。株式会社アイ・アールジャパンホールディングスとの取引はありません。	証券界の複数の企業における豊富な経験と経済に対する幅広い知見により、会社の業務執行が経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているかを独立した立場から監査・監督していただけるものと期待し、選任しております。当社は、同氏が取締役であります株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの完全子会社である株式会社アイ・アールジャパンに、左記のとおり株主名簿管理人業務等を委託しておりますが、その規模・性質等に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれや一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し独立役員に指定しております。
山神 麻子	○	○	当社は、山神氏が弁護士として所属する法律事務所と弁護士業務等での取引がありましたが、その額は僅少であります。	国際的法律事務所および国内法律事務所や多国籍企業の法務部門における豊富な経験と高度な専門的知見により、会社の業務執行が経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているかを独立した立場から監査・監督していただけるものと期待し、選任しております。当社は、同氏が弁護士として所属する法律事務所との取引がありましたが、その額は僅少であり、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会を補助すべき取締役及び使用人は設けておりませんが、内部監査部門の長及び所属員を補助にあたらせております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人、内部監査部門である業務監査室は定期的な打ち合わせを含め、必要に応じて随時情報の交換を行うことで、相互の連携を高めております。また、常勤の監査等委員は経営会議等の重要な会議に出席するとともに、監査等委員でない取締役等から報告を受け、当該結果を監査等委員会に報告することとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

-

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

当社は、業績との連動性も考慮した報酬体系としております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年度に当社が監査等委員でない取締役8名(うち社外取締役1名)に対し支払った報酬額は、165百万円(うち社外取締役に對し6百万)です。なお、報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含めておりません。

監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)に対し支払った報酬額は、25百万円(うち社外取締役に對し13百万円)です。また、監査役4名(うち社外取締役3名)に対し支払った報酬額は、8百万円(うち社外監査役に對し4百万円)です。

報酬等の総額には、役員賞与引当金の繰入額を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度は、中長期的な企業価値の向上と業績向上への貢献意欲を高める制度を含めた設計としております。

・取締役および執行役員の報酬は、取締役会で承認された「取締役報酬規程」および「執行役員報酬規程」により、職務執行の対価として毎月固定額を支給する基本給と、当該事業年度の業績に連動した業績賞与で構成しております。

・業績賞与は、当該事業年度の業績と同業他社との比較、経営目標の達成度により取締役会で決定された係数により算定し支給しております。

・社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から基本給のみとしております。

・自社株式の保有を通じて株主と利害を共有し、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促進するため、取締役および執行役員は、毎月の固定報酬額のうち一定程度を役員持株会に拠出し自社株を取得、退任後1年は継続して保有することとしております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対して、取締役会の議案その他の情報を必要に応じ提供することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（1）経営管理機構

＜取締役会＞

当社の取締役会は、取締役7名（監査等委員である取締役を除く。うち社外取締役1名）と監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成しております。

取締役会では、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）が業務執行状況の報告を行い、取締役は相互に監督牽制しております。一方、独立性を有する社外取締役4名が、中立的・客観的な立場から取締役の職務執行の適法性・妥当性を判断しております。また、取締役会の決議事項の一部を経営会議等に権限委譲し、取締役会は経営の基本方針・中期経営計画の策定及び取締役の職務執行に対する監督に専念することと取締役会の監督機能を強化するとともに、迅速な意思決定・業務執行による経営判断の機動性を向上させております。

＜監査等委員・監査等委員会＞

監査等委員会は、常勤の監査等委員である社内取締役1名と独立性を有する社外取締役3名で構成しております。

監査等委員会では、監査等委員でない取締役等から、当社や子会社などの営業の状況、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの内部統制システムの整備及び運用の状況などについて定期的に報告を受けるとともに、常勤の監査等委員が経営会議等の重要な会議に出席して得た情報などを活用し、取締役の職務の執行の監査及び監査報告書の作成を行います。

また、監査等委員が取締役会における意思決定に参画することで、取締役会の監督機能の強化を図っております。

＜役員候補者の決定＞

監査等委員でない取締役の候補者は、取締役会の決議によって決定しております。監査等委員である取締役の候補者は、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により決定しております。なお、取締役の候補者の決定に対する透明性と客観性を高め、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的として、取締役会の諮問委員会として指名委員会を設置しております。取締役の候補者は指名委員会での審議を経た後、上記のとおり決定しております。

＜責任限定契約の内容の概要＞

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額としております。また、当社は取締役が期待される役割を十分に発揮でき、今後もふさわしい人材を招聘できる環境を整えるため、取締役会の決議によって、会社法423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めています。

（2）業務執行体制

「ムサシフィロソフィー」を基軸にして、グローバルにおける地域事業と各種執行機能に担当役員を任命し、効率的、効果的な業務運営を行う体制としております。また、統括役員・地域統括役員による業務執行体制により、それぞれの地域や現場において、迅速かつ適切な経営判断を行う体制としております。

＜経営会議＞

当社は、役員7名から構成される経営会議をおき、取締役会から委譲された業務執行の重要事項について審議を行うとともに、取締役会の決議事項についても事前審議を行っております。

＜GTM（グローバル・トップ・ミーティング）＞

グループ会社としての業務執行の最適性及び効率性の向上を図るため、グループ方針の共有化及び経営計画実現のための課題抽出及びその対応を協議しております。

＜内部統制委員会＞

内部統制委員会は、コンプライアンスオフィサーを委員長とし、取締役及び執行役員で構成しております。

内部統制委員会は、グローバルでの企業倫理、コンプライアンス及びリスク等内部統制に関するモニタリングを行う内部統制担当部門、内部監査部門や各部門からの報告を受け、グローバルにわたる内部統制に関する事項を審議しております。

内部統制委員会の下部組織として、財務報告の信頼性確保を目的としたJ-SOX委員会を設置しております。経理担当役員がJ-SOX委員会委員長となり、総務、経理、IT、内部監査に係るメンバーで構成されるJ-SOX委員会は、監査等委員会及び会計監査人とも随時連携をとりながら、内部統制全般から財務報告にかかる内部統制に関する審議を行い、年度の最終報告を内部統制委員会に行います。

また、リスクマネジメントに関する取り組みをグローバルで推進する担当役員として、リスクマネジメントオフィサーを任命するなど、リスクマネジメント体制を整備し、企業リスク特に大規模震災へのリスクマネジメントの強化に取り組んでいます。また、部門ごとに対応すべきリスクに対しては、各部門が主体となり、その予防・対策に努めております。

＜内部情報管理委員会＞

決算発表や各種企業情報の開示にあたり「内部情報管理委員会」を開催し、内部情報の漏洩防止を図るとともに、開示内容の的確性・妥当性について審議しております。

（3）内部監査および会計監査体制

＜業務監査＞

内部監査部門である業務監査室が、6名の構成員で、各部門の業務遂行状況についての監査を行っているほか、各地域や子会社における内部監査の充実に努めております。業務監査室と監査等委員会、会計監査人は定期的な打ち合わせを含め、必要に応じて随時情報の交換を行うことで、相互の連携を高めております。

＜会計監査人＞

当社は、新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任しており、会計監査および適時適切な指導を受けています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役の職務執行に対する監査・監督機能の強化と内部統制の実効性の向上を図るため、平成27年6月23日より監査等委員会設置会社に移行しました。

取締役の職務執行に対する監査機能の強化を図るため、常勤である社内取締役1名と独立性を有する社外取締役3名で構成される監査等委員会が職務執行の監査をおこなっております。

また、取締役の監督機能の強化を図るため、独立性を有する社外取締役4名(うち監査等委員3名)が、取締役会における意思決定に参画し、中立的・客観的な立場から取締役の職務執行の適法性・妥当性を判断しております。

また、取締役会の決議事項の一部を経営会議等に委譲し、取締役会は経営の基本方針・中期経営計画の策定および取締役の職務執行に対する監督に専念することで、取締役会の監督機能を強化するとともに、迅速な意思決定・業務執行による経営判断の機動性を高める体制にしております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成28年6月23日に定時株主総会を開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	全文の英訳版を作成しております。
その他	当社ホームページ上 (http://www.musashi.co.jp/) に招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を年1～2回開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	社長による決算説明会を年2回実施しているほか、随時アナリスト・機関投資家向けのミーティングを行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上 (http://www.musashi.co.jp/) において、各種企業情報を公開しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	3名の兼任スタッフを置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	世界の人々に信頼される企業であるため、「ムサシフィロソフィー」とその具体的行動指針としての「わたしたちのコンプライアンス」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	世界の人々に信頼されるムサシブランドの構築に向けて、コーポレート・ガバナンスの充実やグローバルでの人材活用、サプライヤーの皆様との協力体制の構築、社会貢献に取り組んでおります。また、持続可能な地球社会の実現に向けて、「製品」と「生産活動」の両面から環境負荷の低減に取り組んでおります。 なお、当該年度の活動内容等について「サステナビリティレポート」を作成し、ホームページ上 (http://www.musashi.co.jp/) にて公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供についても、当社についての理解を深め、当社の価値を正當に評価していただくため、公平、迅速、正確、積極的かつ持続的な情報開示に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

＜内部統制システム整備の基本的な考え方＞

ムサシフィロソフィーを基軸として、世界の人々からの信頼をより高めるため、内部統制委員会を主体に各組織の自己検証の実施など内部統制システムの整備を図ります。同時に、各組織がコンプライアンスやリスクマネジメントに体系的な取り組みを推進する体制の整備を図ります。また、業務監査部門が各組織の業務遂行について、効果的な監査を実施します。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ・コンプライアンスの推進を担当する役員を任命し、体系的な取り組みを行う体制整備を図る。
- ・企業倫理やコンプライアンスに関する事項を審議する委員会を設置する。
- ・当社グループの社員一人ひとりが、お客様や社会とのかかわりの中で守るべき共有の行動規範として「わたしたちのコンプライアンス」を明文化し、企業倫理向上を図る。
- ・企業倫理に関する問題について提案を受け付ける窓口を設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・文書管理規程に基づいて、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を適切に保存管理するなど情報管理の体制整備を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスクマネジメントの推進を担当する役員を任命し、体系的な取り組みを行うリスクマネジメントの体制整備を図る。
- ・危機発生時の関連組織及び従業員の取るべき行動を定めた規程の整備を進める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会が統括制及び地域統括制を含めグローバルな業務執行を監督する体制の整備を図る。
- ・地域事業と各種執行機能に担当役員を任命し、それぞれの地域や現場において、迅速かつ最適な経営判断を行うとともに、効率的、効果的な業務運営を行う。
- ・経営会議は、取締役会から委譲された権限の範囲内で、経営の重要事項について審議する。
- ・GTMを設置し、グループ方針の共有化及び経営計画実現のための課題抽出及びその対応を協議し、グループ会社としての業務執行の最適性及び効率性の向上を図る。

5. 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループ会社各社の適正な業務の遂行を図るために関係会社管理規程を整備し、関係会社管理規程に従ってグループ会社各社の管理を行い、グループ会社各社から報告を受ける。
- ・当社グループ会社各社は、チェックリストに基づく定期的な自己検証を実施する。
- ・独立した内部監査部門である業務監査室が、各部門の業務遂行状況についての監査を行うほか、各地域や子会社・関連会社における内部監査の充実に努める。
- ・業務監査室は、内部監査の結果を被監査部門・被監査会社へ通知し、指摘事項に対する改善策の立案を求め、改善策の進捗状況を定期的に確認するとともに、取締役会に適宜状況を報告する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役（以下「監査等委員」）を除く）からの独立性に関する事項

- ・内部監査部門に監査等委員会の職務の補助業務にあたらせ、内部監査部門の独立性を確保しながら、監査等委員会との連携を深めつつ効率的、実効的監査体制の確立に資する。

7. 取締役（監査等委員を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・監査等委員会に対して、当社や子会社などの営業の状況、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの内部統制システムの整備及び運用の状況などを定期的に報告するほか、会社に重大な影響を及ぼす事項がある場合には、これを報告することとする。
- ・監査等委員は、取締役（監査等委員を除く）又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないとともに、当該報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役（監査等委員を除く）にその理由の開示を求めることができる。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査体制の構築及びその監査環境整備を行い、監査の実効性を高める。監査等委員会と内部監査部門である業務監査室が緊密に連携して、当社や子会社などの業務監査を実施するほか、監査等委員は経営会議その他の重要な会議に出席する。
- ・監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・基本的な考え方

当社は、市民社会の一員として、反社会的勢力・団体には毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とし、これを上記「わたしたちのコンプライアンス」に明記しております。

・整備状況

対応統括部門を総務部とし、万が一、反社会的勢力による不当要求が発生した場合、早い段階で組織的に対応するとともに、警察・顧問弁護士等とも緊密に連携し、断固として対決することとしております。また、平素においても所轄の警察署・企業防衛連絡協議会等の外部専門機関と連携し、情報収集や協力体制構築に取り組んでおります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

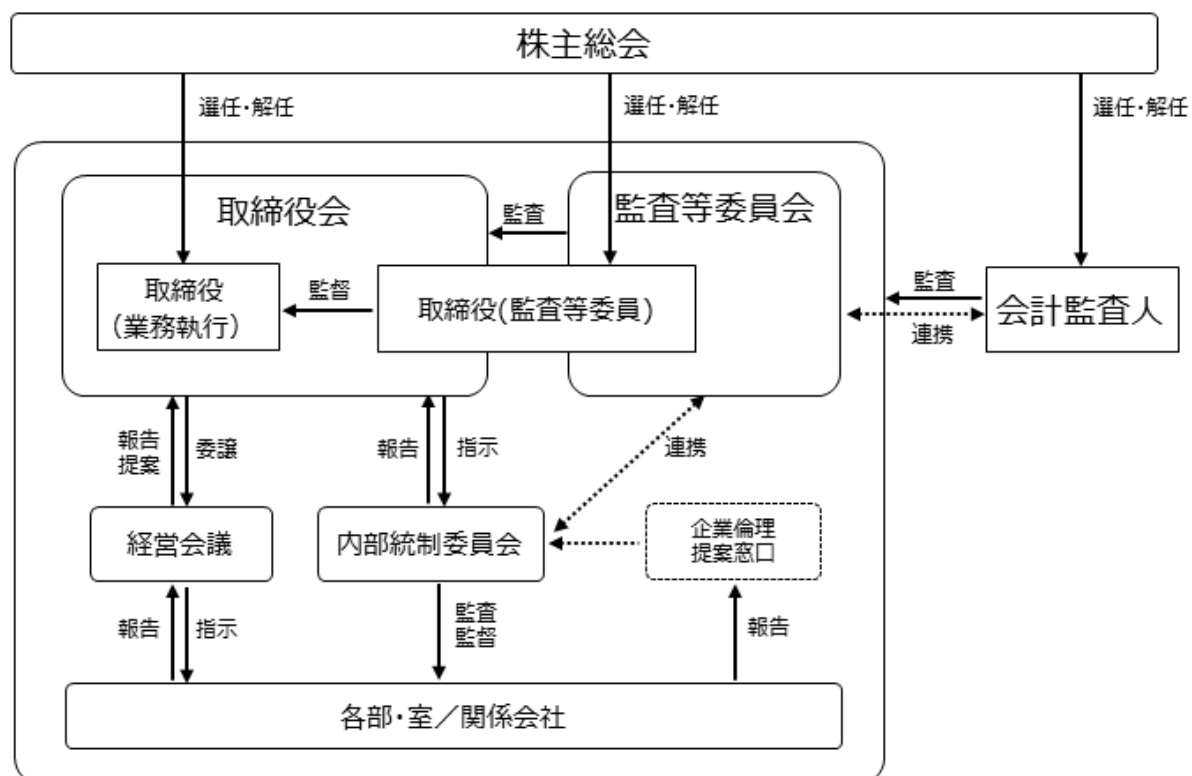
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

＜適時開示体制の概要＞

当社は、事業・財務状況の適時・適切な開示を行うことを基本とし、次のような体制をしいております。

当社および当社の関係会社に関する情報の管理について「内部情報および内部者取引管理規程」として定め、具体的には決算情報、株主の投資判断に影響を与える重要な情報などを社外へ開示する場合、その開示情報の正確性と妥当性を事前にチェックするとともに、内部情報の漏洩防止を図る仕組みを構築し、運用しております。

<コーポレートガバナンスに関する模式図>



<適時開示の流れ>

